

認定こども園の要件を定める条例

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項の認定を受けた幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設により構成される施設（以下「連携施設」という。）であって、法第3条第3項の認定を受けたもの

(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

(法第3条第1項の要件)

第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 次に掲げる基準に適合する数の教育又は保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。

(ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上

(ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上

(エ) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上

イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8

時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり30人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。

- （5） 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。

イ 満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。

ウ ア及びイの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保すること。

- （6） 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。

学級数	面積
1 学級	180平方メートル
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。

ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。

(ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(イ) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合で、次に掲げる基準に適合する場所を確保できるときは、この限りでない。

(ア) 子どもが安全に利用することができること。

(イ) 利用時間を日常的に確保できること。

(ウ) 子どもに対する教育又は保育の適切な提供が可能であること。

(エ) ウに掲げる基準に適合すること。

オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えているとき。

(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育又は保育を提供する認定こども園として認定を受

けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができる」と認められるとき。

- a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。
- b 献立等について、栄養士又は管理栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。
- c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができ、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができる」と認められること。
- d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。
- e 必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えていること。

カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、次に掲げる基準に適合する乳児室又はほふく室を設けていること。

（ア） 乳児室にあっては、その面積が満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上であること。

（イ） ほふく室にあっては、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

（7） 教育又は保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 教育又は保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。

イ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。

ウ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

エ 教育又は保育の計画及び指導計画を作成し、教育又は保育を適切に実施することができること。

オ 施設設備、教材等について、子どもの年齢、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。

カ 小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（同条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との連携が図られること。

（8） 子育て支援事業その他の子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。

（9） 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（省令第2条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。

（ア） 省令第2条第1号に掲げる事業にあつては、1週間につき3日以上実施すること。

（イ） 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、全ての開園日において実施すること。

イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあつては、原則として、省令第2条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができると認められること。

イ 保育を必要とする子どもに対する教育又は保育の時間並びに開園日数及び開園時間について、その地域における当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して適切に定められていること。

ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。

エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。

オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。

カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

キ 満3歳以上の子どもに対して外部搬入により食事の提供を行う場合にあつては、第6号オ（イ）aからeまでに掲げる基準に適合すること。

ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。

ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行する場合にあつては、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在の確認が行われていること。

コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行する場合にあつては、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置が備えられ、子ども

の降車の際に、当該装置を用いて子どもの所在の確認が行われていること。

サ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。

シ 法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下このシにおいて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。

（法第3条第3項の要件）

第3条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

（1） 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

（2） 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

（3） 当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

（4） 前条第4号から第10号までに掲げる要件に適合すること。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の要件に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

2 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第2条第4号ア（ア）から（エ）までの基準により置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号アの規定により置かなければならない職員のうち1人

は、知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

- 3 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。
- 4 第2条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に应じて置かなければならない職員の数を超える場合における第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に应じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、1人に限り、保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である場合は、子育てに関する知識と経験を有する看護師等が配置され、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該施設の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制が確保されていることとする。
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第2条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第2条第5号ウ	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	特定理学療法士等
附則第3項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第4項	第2条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者	小学校教諭等免許状所持者
附則第5項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第6項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等

8 第2条第5号ウ及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該施設の保育士登録を受けている者（同号ウただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（検討）

9 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年1月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第25号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月10日条例第40号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月21日条例第58号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成27年3月規則第22号で、同27年4月1日から施行）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園の職員の数については、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、改正後の第2条第4号アの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成27年10月20日条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第32号抄）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年7月1日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月5日条例第54号）

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
- 2 改正後の第2条第10号コの規定の適用については、通園を目的とした自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号コに規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等が備えられ、子どもの降車の際に、ブザー等を用いて子どもの所在の確認が行われていることを要しない。この場合においては、ブザー等の設置及び使用に代わる措置が講じられ子どもの所在の確認が行われていることを要件とする。

附 則（令和5年3月20日条例第32号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月19日条例第66号）

改正

令和8年7月24日条例第33号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第2条第4号ア(ウ)の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア(ウ)の規定は、なおその効力を有する。

- 3 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第2条第4号ア(エ)の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア(エ)の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和7年3月28日条例第33号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月23日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年7月24日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10号の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の第2条第4号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（令和8年7月24日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。